

東日本大震災に係る被災代替家屋特例申告書

令和 年 月 日

木津川市長 宛

(申告者) 住所又は所在地

個人番号
(法人番号)

(フリカナ)
氏名又は名称 印

電 話

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得し、又は当該損壊した家屋を改築したので、地方税法附則第 56 条第 11 項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

記

納 税 義 務 者	住 所			
	氏名又は名称	被災家屋の所有者との関係()		
代 替 家 屋	所 在 地	木津川市		
	家 屋 番 号		床 面 積	m ²
	共 有 持 分		種類(用途)	
	取得・改築年月日	年 月 日	構 造	
	取得・改築の状況	<input type="checkbox"/> 新築家屋の取得 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得 <input type="checkbox"/> 被災家屋の改築 <input type="checkbox"/> その他()		
他市町村への申告の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(年 月 日 申告)			市町村)

被 災 家 屋	所有者の住所					
	所有者の 氏名又は名称					
	所在 地	(家屋番号 :)				
	種類(用途)		床面積	m ²	共有持分	
	処分方法	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ()				年 月 日処分

- 「代替家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替えとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。
 - 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋をいう。
 - 申告書は、1棟（区分所有家屋の場合は住戸）ごとに作成していただくことになります。
 - 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の適用要件

東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の代替えとして取得した家屋に係る固定資産税・都市計画税の特例の適用要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 被災家屋の所有者（当該被災家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 被災家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族
- (4) 被災家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等
 - ※ 被災家屋の所有者とは、平成 23 年 3 月 10 日現在の所有者をいう。
 - ※ 例えば震災時に家屋を自己所有しておらず、震災後に家屋を取得された場合は、原則対象とはなりません。

2 代替（特例対象）家屋要件

- (1) 被災家屋の代替えとして取得した家屋
 - ・ 原則として被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。
- (2) 被災家屋を改築した場合、改築後の価格が被災家屋の価格以上となるもの

3 被災家屋要件

- (1) 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋
 - ・ 原則として災証明書の判定が「半壊」以上であること（平成 23 年度において固定資産税・都市計画税の減免が適用（損害割合 20% 以上に限る。）される程度の被害を受けていること）。
- (2) 取り壊し又は売却等の処分がなされていること

4 取得期限

平成 23 年 3 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に取得又は改築された家屋

5 特例対象範囲

被災家屋の床面積相当部分に係る固定資産税及び都市計画税の税額について、取得の翌年から 4 年度分は 2 分の 1、その後の 2 年度分は 3 分の 1 が減額されます。

また、改築家屋の場合は、改築後の価格について改築の翌年から 4 年度分、固定資産税及び都市計画税が 2 分の 1、その後の 2 年度分は 3 分の 1 が減額されます。

6 申告書の提出期限、提出先

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の 1 月 31 日までに、木津川市役所税務課（木津川市木津南垣外 110-9 市役所 2 階 4 番窓口）へ提出してください。

◎ 添付書類

1 被災家屋が東日本大震災により滅失又は損壊した旨を証する書類

⇒ 「災証明書(写)」、「減免決定通知書(写)」等

2 被災家屋が所在したことを証する書類

⇒ 「平成 23 年度固定資産課税台帳登録事項証明書(写)」、「平成 23 年度固定資産課税台帳(写)」等

※ 被災家屋が課税台帳に登録されていない場合は、上記の証明書等が発行されないため、その他被災家屋の所在を確認できる書類が必要です。

3 被災家屋の処分を確認できる書類

⇒ 「解体契約書(写)」、「売買契約書(写)」、「解体完了通知書(写)」等

4 代替家屋の詳細を明らかにする書類

⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」又は建築確認申請若しくは建築図面等

5 その他

(1) 平成 23 年 1 月 2 日から平成 23 年 3 月 10 日までの間に取得され、被災した家屋については、震災発生時に被災地に所在、所有したことを証する書類

⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」、「建築請負契約書(写)」、「売買契約書(写)」等

(2) 代替家屋の所有者が、被災家屋の所有者の相続人や被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であること証する書類

○ 相続人の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本(写)」

○ 被災家屋の所有者と代替家屋に同居する三親等内の親族の確認書類
⇒ 「戸籍謄本(写)」と「住民票(写)」

○ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等の確認書類
⇒ 「法人の登記簿謄本(写)」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて被災家屋の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。

※この欄は記載しないでください。

【本人確認】 免許証 市民カード 保険証 その他 ()